

令和 3 年 4 月 1 日
関東補給処用賀支処

契約手続における押印等の省略について

日頃より関東補給処用賀支処の調達案件につきまして御協力を頂きありがとうございます。

この度、押印等の省略について、令和 3 年 4 月 1 日以降、下記のとおり実施することとしましたので、お知らせします。

記

1 押印が必要な書類

契約書（なお、割印は不要）

2 押印を省略できる書類

契約書以外の書類

3 押印省略時の措置

契約書以外の書類への押印を省略する場合は、責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記入願います。

なお、記載された連絡先には、必要に応じ、当方から御連絡させていただく場合がございます。

4 その他

従来どおり、契約書以外の書類への押印を省略しない場合は、責任者及び担当者の氏名及び連絡先の記入は不要です。

担当者
関東補給処用賀支処
総務部会計課契約班長
電話（代表）：03-3429-5241
（内線）371